

慶長參年九月廿四日

(丹羽長重) 長 在判

高坂權平殿

(丹羽長重は時に小松城主たり。) 九月廿五日。前田利政、馬廻の士をして山城伏見に勤番せしむ。

【三輪文書】

二一五八

馬廻伏見詰之番之事

一番

川添作左衛門尉

村瀬九兵衛

伊藤二左衛門尉

福嶋忠兵衛

吉田 諸 治

中嶋傳左衛門尉

榎原甚右衛門尉

富田 助 藏

齋藤甚左衛門尉

長田市兵衛

同 庵 り

四井喜兵衛

加藤 可 吉

岡本新兵衛

林 孫 大夫

大林 三 大夫

吉村勝右衛門尉

右來月晦日ニ、一番之者共罷上、請取可申候。但中日百廿日替候也。

慶長三

九月廿五日

(前田) 利 政 在判

十月十五日。前田利家、高畠定吉に、石川郡鞍ヶ嶽の金坑を試掘せしむ。

【高畠文書】

二一五九

以上

くらがたけ山に金出来之由、尤ニ候。早々申付、山之口を明させ、様子可見届候。さ候は、奉行の事は其方より

儘成ものを可被申付候。此方より森川善右衛門尉を申付相添候間、いかにも念を入可被申付候。様子やがて可有注進候。後日申分無之様ニ、念を可被入事專一ニ候。恐々謹言。

慶長三

十月十五日

(前田) 利 家 在印

高畠石見守殿

十月廿七日。山口宗永、江沼郡菅生石部社に、舊に依りその屋敷廻の地を領知せしむ。

【菅生石部神社文書】

二一六〇

江沼郡 當社屋敷廻九石五斗三升之事、今度御檢地に被相除上者、彌無相違、全可有領知者也。

慶長三年十月廿七日

山口玄蕃頭

宗 永 在判

(御檢地とは豊臣氏の施行せしめたるそれをいふ。)

山口宗永は江沼郡の領主小早川秀秋の老臣にして、時に大聖寺城主たりしなるべし。

十二月十三日。願主某等、鹿島郡氣多本宮社殿を造營す。

【能登生國玉比古神社藏棟札】

二一六一

慶長三戊戌年

大工次郎左衛門

梵字 南無地藏大菩薩氣多本宮

十二月十三日

願主御上 大鶴丸 藤松丸

十二月廿六日。前田利家等豊臣氏の諸大老、近江三井寺に寺領を宛行ふ。

【毛利家文書】

二一六二

當寺領之事、都合四千三百貳拾七石八斗八升、如目錄ニ全可有寺納。然者境内ニ武士奉公人不可有居住、并山林竹木等爲守護不入悉今度被相改御寄附上者、如先々寄宿以下被御免除畢。殺生禁斷勿論候。然者別而可被勵長日御祈禱切事肝要候也。

慶長三年

極月廿六日

(毛利) 輝 元